

## 令和7年度 第2回東広島市環境審議会 議事要録

■日時：令和8年3月25日（火） 10:00～11:30

■場所：東広島市本庁舎4階入札室

■出席者：〈配席表及び委員名簿参照〉

○委員：西嶋会長、岡本委員、市川委員、渡邊（真）委員、小倉委員、橋野委員、渡辺（高）委員、弓場委員、平野委員、川口委員、山根委員、美野委員、井上委員、石川委員、中村委員、小河原委員、張委員

○事務局：生活環境部 大石部長、間所環境先進都市担当部長  
環境先進都市推進課 水戸生活環境部次長兼環境先進都市推進課長、西本参事  
廃棄物対策課 中川課長  
生活衛生課 西田（幸）課長、向谷課長補佐兼環境管理係長、津山主査、西田（叔）主査

○欠席：水野委員、村主委員、槇本委員

■ 配布資料〔○印は事前配布資料〕

○次第

○資料1：第2次東広島市環境基本計画の中間見直しについて

○別表：諮問書

配席表

参考資料：第2次東広島市環境基本計画

### ■議事概要

#### 1 開会

- ・事務局による開会
- ・委員の自己紹介（令和7年度新任者のうち、初の出席者）
- ・東広島市環境審議会の成立要件

## 2 議事

### (事務局)

(会議資料の確認)

### 報告事項 1：第 2 次東広島市環境基本計画の中間見直しについて

#### (会長)

それでは、報告事項 1 の「第 2 次東広島市環境基本計画の中間見直しについて」事務局から説明をお願いしたい。

#### (事務局)

(会議資料 1 及び参考資料を使用して説明)

#### (会長)

ただ今の事務局の説明について質問や意見はあるか。

#### (委員)

地球環境は状況が刻々と変わっていると思う。皆さんご承知のとおり、広島県の特産物である牡蠣が非常に危機的状況になっている。今に広島は牡蠣はシェアを誇れなくなり、食べられなくなるのではと非常に危機感を抱いている。水と水辺環境の保全・向上は、里山保全にもすごく力を入れていかないと海を守れないし、牡蠣も絶滅してしまう状況になるのではないかと思う。以上、意見として述べさせていただく。

#### (会長)

これまでは、野生動物は保護し、侵入してくる生物は駆除するという比較的明確な対応が取られていたと思う。しかし、クマ、イノシシ、シカの問題に見られるように、人間と自然動物との共生は非常に難しい状況もあり、計画策定時よりも懸念が強まっている。中間見直しでは改めて検討していただく必要があるかと思う。

#### (委員)

資料 1 の 12 ページの 2 (1) 市街地の緑の保全と整備・創出に街路樹が入っている。クスノキは街路樹として多く植えられているが、落ち葉が多く処理が大変であり、下水柵の中に根が侵入するなどトラブルが多い。計画の中には緑豊かな街路樹が環境を美しく見せるというような表現があるが、街路樹にクスノキの選定は見直す必要があるのではないかと思う。行政として都市整備と街路樹の樹種について検討を進められているのか伺いたい。

次に水辺環境の保全についで、西条・山と水の環境機構が地下水を守る活動をされている。地下水保全活動の一つとして建物を建てる際、鉄製の基礎杭ではなく、コンクリート杭を使用するよう要請しており、これは全国的にも非常に特徴的な取組みであると思うので、環境基本計画に書き込みがあってもいいのではないかと感じた。

#### (事務局)

1 点目の街路樹の樹種の見直しについて、現状樹種の指定や見直しを行ったことはないが、ご意見の内容について、関係部局と検討を進めていきたい。2 点目の地下水を守る活動についてもどのような方向性で取り入れる内容かどうかということも併せて検討して

いきたい。

(会長)

街路樹の話は最近あちこちで出てきているかと思う。緑を道路脇に作ることは非常にいいことではあるが、経年で問題が出てくるところもあるので、検討いただければと思う。

(委員)

先ほどの地下水保全について補足すると、酒造りの際、鉄分は酒の発酵の妨げになる成分であるため、鉄分が含まれると醸造に適さない水になってしまう。東広島市にとって酒はとても主要な産業でイコモスの文化遺産にもなっており、そのような場所を学ぶ上でも重要かと思う。

資料1の12ページの3に川やため池、海等の豊かな自然環境の保全を考える場となる水辺空間の創出を目指しますとの記述がある。ため池は大雨時に決壊し、全国で死傷者が出る被害もあり、どんどんと見直しが進められていると思う。東広島市は非常にため池が多く、そこに独自に進化した生物もたくさんおり、国内でも非常に希少な生物が生息しているところもある。難しい課題であるが、安全性の確保と生態系の保全対策も必要になってくると考えている。国際的にはネイチャーポジティブという言葉が非常に注目されている。ため池の生態系は、これから東広島市の環境価値を非常に高めていってくれるものだと思うので、管理が大変なのはもちろん承知であるが、市の価値を高める存在として見ていく視点があるといいと思う。

(事務局)

いただいたご意見を参考に中間見直しの検討を行う。

(会長)

ため池は豪雨での決壊等がかなり大きな問題になっており、管理者不明のため池が多く残っているので、管理者を明らかにしていこうということになっている。一方で管理者不明で放置されているため池は自然回帰の方向となっており、非常に難しい問題であると認識している。今、東広島市のため池で管理者が分かっているところがどのくらいで、管理者不明で管理されていないため池がどのくらいあるのかを把握しているか。

(委員)

大まかな情報であれば、重点ため池が指定されており、管理者不明を減らす取組みを市で行っていると聞いている。ただし、ため池は元々渇水時に貯めておいた水を使いたいのので、空にしておいては意味がないということもある。満水時に地震が発生した場合、どの程度水が溢れてしまうかを示したため池マップも作られている。これを参考にして、まず皆さんが地震時に危険だということを意識することは一つ、安全のためにできることであると思う。堤が地震発生時も壊れないように管理されていれば問題ないが、管理が不十分であると崩れてしまうことがある。ため池に大雨時に水を貯めて調整する目的もあるのであれば、安易にため池を無くさず、きちんと管理をしてある程度残していくというのも個人的にはいいのではないかと考えている。

(会長)

遊水地の役割も満水になっていると果たせないで、水量の管理をはじめとしてため池の管理が大切になってくる。事務局から追加説明はあるか。

(事務局)

ご質問のあったため池の数については、担当部局に確認し、議事録報告の際に併せて報告する。

(委員)

水の話が多く出てきているが、環境を考えると視点の置きかたが少し難しいと考えている。利水やPFAS等いろいろな課題や目標があるが、それぞれの視点の置きかたや基準があると考えやすい。地球規模で考える場合と地域として考える場合で視点が違うと思うので、基準や指針があると分かりやすい。

(事務局)

水の考えかたについて、ご指摘のとおり色々な角度で検討していかないといけないと思っている。まず前提としては、自然環境における水環境は、国において環境基準が定められている。これは利水目的に応じて類型指定という形で設定されており、まずは達成するというのが目標となる。PFASに関しては、環境中のものも確かに問題になっているが、まず暴露防止ということで、飲用水中のPFASが今年の4月から水道基準になり、基準値以下にするというのが一つの目標になってくると思う。これらの状況から、まず目標に応じて自然環境を守るためなのか、人の健康を守るためなのか、色々な側面でそれぞれの項目を設定しながら管理する必要があるのではないかと考えている。

(会長)

環境保全は、身近なものを大事に守りながらも少し広域的に守る面もあり、視点を定めるというところに難しさもある。しかし、全体を見ながら東広島市の環境保全を考えていかないといけないということをご指摘のとおりであると思う。

(委員)

先ほど出た街路樹の問題に関して、ケヤキは管理が非常に大変であると実感している。街路樹について、行政がある程度知識を持って対応していただくことが必要ではないかと思う。市も大変だと思うが樹種の選定や樹齢が長い木の点検等をされているのか伺いたい。

(事務局)

詳細はお答えできないが、都市交通部で管理はされていると思う。ただし、ご意見があった樹種の選定等は決まっていないと思うが、どういう形で市も取り組むかを関係部局としてしっかりと話をして検討したいと思う。

(委員)

街路樹について以前研究を行っていた。街路樹は市のイメージを作り出す重要な要素の一つである。もう一つは鳥等の生息環境として大きな役割がある。研究時の街路樹の対策として、落葉前に木を選び剪定する二段階選抜という方法をとっていた。これは落ち葉対策には効果があるが、木自体に不要な葉はないので、木には良くない方法であると反対す

る研究者もいた。もう一つは落ち葉を焼却処理ではなく木の根元に戻し肥料とするような取り組みを行っていた。

(委員)

おすすめの木等はあるか。

(委員)

専門家ではないが、先ほど話があったように、街路樹は街のイメージもある。もう一点、なぜ大きな木を選定するかという点では、車道と歩道を分離する役割もある。一方で、大きな木が公共施設に近いと糞公害の問題にもつながる。一番いいのはなるべく大きくならず緑が多いマルナンテン等がいいのではないか。どの樹種を選定するにしても、肥料をやり管理しないといけない。木が一番かわいそうなのは、大きな木が電線にかかりそうなので極端に短く剪定されるような状態である。街路樹はあまり大きな葉をつけないような樹種が向いているのではないかと思う。

(委員)

提案になるか分からないが、環境省がここ数年、OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）を指定している。県内では今9カ所ほどあり、東広島市内では広島大学のキャンパスがOECMの自然共生サイトに唯一指定されている。指定されると国際的なOECMサイトの中にも登録されるため、これは価値のあることだと思う。今後、環境省の方針では自然共生サイトを増やし、天然林だけでなく、人が管理しながら守り続けている環境を指定することで守っていこうという方針にしているので、市の環境指標の一つになるのではないかと思う。また、生物多様性の部分と結構関わりが深いと思う。

もう一点、最近東広島市の特に福富、豊栄あたりで企業の森が指定されてきている。企業が土地を購入、管理して環境を守っており、企業がお金を出してわざわざ環境保全を行うというのは割と新しい流れである。西条・山と水の環境機構はお酒が一升売れると一円が山の保全の基金に貯まる仕組みを20年以上前に作ったが、生物多様性のために企業がお金を出すという取組み自体があまりに斬新だったということで、色々なところに注目された。企業の森を市民に開放して色々な取組みをはじめられているので、企業の森が増えるというのも東広島市の中で環境保全の取り組みが進んでいる良い事例ではないかと思う。このような新しい流れも環境基本計画に盛り込めればいいのではないかと思う。

(事務局)

環境先進都市推進課では、地球温暖化対策を行っている。企業の森も今は連携協定を結び、企業が社員教育やヘルスケア等の活動を自主的に取り組んでいる。市はそれらをつなぐ役割をしており、現在の地球温暖化対策実行計画のなかでも森林吸収量は算定している。このようなことから、市としても様々な副次的な効果がある取組みを推進しており、積極的に推進していこうと思う。

(会長)

市民、団体の活動は報告があるが、企業の活動が公に出ることはないので検討いただきたいと思う。また、自然共生サイトになるような場所が分かりやすい形で見えると東広島

市の取組みも見えやすくなり、取組みも促進される面もあると思う。

(委員)

資料1の4ページの取組みの点検自己評価について、市民・事業者の取組みをエコネットひがしひろしまが点検しているとなっている。点検はエコネットひがしひろしまの会員の活動に絞っているのか、それとも会員以外の広く見える範囲で見ているのか。

(事務局)

市は、市民・事業者の取組みをエコネットひがしひろしまから情報提供を受けている。エコネットひがしひろしまは会員である個人、団体、事業者の活動について情報収集をしており、ネットワーク組織のため会員のつながりを通じて会員以外の情報の収集を行っている。市は、情報提供を受けた活動事例の一部を実績として環境白書に掲載、紹介をしている。

(委員)

環境基本計画の65ページの不法投棄防止対策の推進のところで、不法投棄されたごみの量を令和2年度の100トンから令和13年度に削減すると目標があるが、これはどのように調査されているのか。

(事務局)

廃棄物対策課では、シルバー人材センターに業務委託して、年間を通して不法投棄監視パトロールを行っている。車両4台で毎週月曜日から金曜日まで市内を巡回し、不法投棄があった場合は、随時回収するというを長年続けている。その回収量の推移としては、平成23年度は201トンあったものが、令和6年度は73トンと、目標値の70トンに近づいている。令和7年度も12月末時点で49トンであり、このまま推移すれば、対前年で若干減るのではないかと見込んでいる。

(委員)

公衆衛生推進協議会は環境と健康というテーマがあるが、環境分野については、市内に47地区の組織があり、各地区に環境保全監視員が平均二人ずついる。かなり細やかに地域の不法投棄場所の保全監視を行い、市に連絡をしているので、事例として報告する。

(委員)

環境審議会に何回か出席しているが、お茶を配布するのではなく、マイボトルを持ってくる形でもいいのではないかと思うので、意見を共有する。

(委員)

環境基本計画の24ページを見ると、環境基本計画を知らないという市民が多いという結果が出ている。私自身は市民の約35%が知っているというのは割と多いなと思う。市もとてもたくさんの取組みをしていて、もっと市民が知るきっかけがあればいいなと思う。今回の中間見直し後、環境基本計画のように製本された冊子を作成する予定か。それとも概要版のようなものを作るのか、市民への告知方法を伺いたい。

(事務局)

まず、中間見直し後に冊子を作成するかについて、電子化を進めてウェブ上で公開する形を考えている。

市民アンケートについては、東広島市に住民票のある方から無作為抽出で配布しており、特に周りの知った方から集めているというわけではない。このことから、実際に東広島市の市民は環境に対する意識が高いものというふうに考えている。

(会長)

中間見直しの冊子は作成するのか。

(事務局)

図書館等、定期的にお届けしているところには必要に応じて簡易製本を行う予定である。

(委員)

先ほどエコネットひがしひろしまの質問について、市民、事業者、大学等が連携して持続可能な社会を目指すネットワーク組織である。また、市民、事業者等の取組みの進捗管理団体として、活動事例を収集している。

(委員)

エコネットひがしひろしまという組織について、市民に対してももう少し説明があってもいいのかと思う。

(委員)

エコネットひがしひろしまの取組みについて、環境基本計画に記載はあるが、もう少し記載があればもっと会員が増えることも期待されるので、ぜひ検討してほしい。

(委員)

再生可能エネルギーは、東広島市環境先進都市ビジョンのときから継続して出てきている項目であるが、この分野に興味のある人たちが一番気になっているのはメガソーラーのことである。阿蘇のメガソーラーの問題を追跡していると悲惨なことになっている。東広島市内でも志和町ではここ2、3年でメガソーラーが急増していることに驚いている。昨年政府が規制強化に踏み切っているが、メガソーラーに対する捉え方やどのように追跡していくのかという話を盛り込まなくてもいいのかと思う。多分、家庭や事業所の建物に設置されている太陽光発電について疑念を持っている人はいなくて、当市のような地方都市、田園都市ではメガソーラーに対する懸念や関心があるのではないか。計画への盛り込み方や評価手法については分からないが、メガソーラーについて触れないのはどうかなと思うので、意見として述べる。

(事務局)

まず、メガソーラーが増えているかどうかについて、今のところ市が確認できるものは国の固定価格買取制度に基づくデータしかない。今後、国は固定価格買取制度以外のものも市町が情報閲覧でき、もう少し指導ができるような体制を取ろうという方向である。固定価格買取制度でいえば、そこまで増えているという認識ではないが、電気料金の値上がりに対して、もしかすると事業者が相対取引という形で、自社で使う電力の確保を目的に太陽光発電

が増えているのかもしれないという思いは持っている。当市もここ数年継続してメガソーラーの課題等を地域の皆さんからいただいており、今年の1月1日から条例を施行した。本条例は地域の皆さんに太陽光発電の設置に関して情報を周知し、地域の希望も聞きながら折り合いをつけて再生可能エネルギーの設置をしてほしいという内容であり、届出を本市に出していただく流れになっている。現在10件程度の届出が出ているが、全てが固定価格買取制度、FIT、FIP等の制度に基づかない相対取引であったと記憶している。つまり、事業者同士での電力の売買ということのみの届出が出てきている状況のため、これらが増えてきているというふうに考えている。当市としては、条例制定の理念を踏まえ、全員が納得ということにはならないかもしれないが、地域の総意としてどの規模の太陽光発電の計画があり、それについて地域がしっかりと意見が言える場を設け、意見を踏まえて事業を実施していただくという考えである。当市の再生可能エネルギーはほとんどが太陽光である。宅地の屋根への設置には補助金等を実施しているので、屋根等への設置を積極的にしてもらおう。それ以外の野立てに関しては国も規制していく方向性であり、当市も地域の皆さんが同意や説明を受けた中で推進されるべきと思っている。今後どのように環境基本計画に記載していくということはあるが、条例を施行したということに関して、それらを踏まえたものにしていきたいと思っている。

#### (会長)

様々な意見があったので、素案の策定については意見を含めて検討していただきたい。また、本日の会議以降も意見があれば市に出していただきたいと思う。それでは進行を事務局にお返りする。

### 3 閉会

- ・事務局による閉会